

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局建築安全推進課において閲覧できます。

令和五年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和五年二月三日奈良県指令建第一一〇一―一二二二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年四月十日建第一一〇一―〇七号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市岸田町一一二六番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

天理市西長柄町一一七番地 クリヨン天理B二〇三

森本順二